

生活保護申請に「親族援助を」

受け付けぬ市に賠償命令

さいたま地裁

埼玉県三郷市に生活保護を申請したのに受け付けてもらえなかったとして、住民が市に慰謝料など約1千万円の賠償を求めた訴訟で、さいたま地裁（中西茂裁判長）は20日、「生活保護を申請する権利を侵害した」と認め、約530万円の支払いを市に命じる判決を言い渡した。

判決はまず、申請を受けた際の行政の対応について、「親族の扶養や援助を（相談者が）受けるよう求めなければ、申請を受け付けない」といった職員の発言によって住民が申請できなかった場合には、職務上の義務違反が生じるとの判断を示した。今回のケース

では、原告が数回にわたって市の窓口を訪れていたのに、市側が原告に働くことや身内からの援助を受けることを繰り返し勧めたため、「原告は生活保護が受

けられないと誤信した」と指摘。市側の対応に過失があったと結論づけた。

判決によると、原告は三郷市に住んでいた夫婦と子供3人。夫が2004年に白血病で倒れ、収入が途絶え、妻は05年2月から数回にわたって生活保護の相談をしていた。

（高橋諒子）